平成２３年（フ）第１７５４３号
埼玉県新座市東北２丁目31番７号
破産者　有限会社ディ・エム・アール
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５４４号
埼玉県和光市下新倉５－３－９－201、住民票上の住所埼玉県新座市東北２丁目29―30―1405
破産者　大崎　　剛
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５８２号
東京都北区神谷２丁目27番４号
破産者　清光商事株式会社
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５８３号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷８丁目10－９－201、開始決定時の住所埼玉県川口市大字里1190―523
破産者　清水　美治
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５９９号
東京都港区白金１丁目28番９号
破産者　有限会社立花至徳商店
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６００号
東京都港区白金１丁目25―21―506
破産者　立花　至徳
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６２９号
東京都中央区銀座１丁目21番７号
破産者　有限会社エヌ・ティープロダクツ
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６３０号
東京都大田区西糀谷２丁目15―16　コーポサンウラ
破産者　中村　譲治
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６６３号
東京都港区東新橋２丁目10番10号　東新橋ビル９Ｆ
破産者　株式会社イーネイブル
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６６４号
東京都千代田区東神田１丁目６－８－401
破産者　三村　洋一
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６６６号
東京都文京区小石川３丁目36番４号
破産者　有限会社葵製本所
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８７３号
埼玉県春日部市大枝89―６―14―308
破産者　吉野　康史
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２１４号
東京都港区芝４丁目16―１―1804
破産者　馬場　直子
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２８４号
東京都江戸川区松島３丁目43―12―202
破産者　菅谷　俊夫
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３０３号
千葉県千葉市花見川区花見川４―16―503
破産者　田崎　博美
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３４２号
東京都江東区森下１丁目18―７―302
破産者　薄井　正義
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３４３号
東京都江東区森下１丁目18―７―302
破産者　薄井慶子こと　咸　　斗仙
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３７１号
神奈川県横浜市青葉区奈良町2913―４―116
破産者　鈴木美智子
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３８０号
東京都町田市玉川学園７―12―９　ジュネス玉川学園101、住民票上の住所東京都昭島市上川原町１丁目18―18
破産者　田村　友海
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４０３号
東京都足立区千住東２丁目11―３―102
破産者　高橋　卓美
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４１５号
東京都目黒区目黒１丁目８－７－201、開始決定時の住所東京都品川区上大崎２丁目７―25―203
破産者　重田サルバトーレ
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４９８号
東京都足立区神明南１丁目９―17
破産者　内田　光雄
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部